

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北区は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

北区長

## 公表日

令和7年12月11日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務</li> <li>2. 新生児の訪問指導の実施に関する事務</li> <li>3. 母子保健法第12条第1項の健康診査の実施又は同法第13条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務</li> <li>4. 妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 (窓口での受付に加えて、マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による、申請・届出等の受領に関する事務)</li> <li>5. 母子健康手帳の交付に関する事務 (窓口での交付に加えて、マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による、申請・届出等の受領に関する事務)</li> <li>6. 妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務</li> <li>7. 低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務</li> <li>8. 未熟児の訪問指導の実施に関する事務</li> <li>9. 養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務</li> <li>10. 養育医療の費用の徴収に関する事務</li> <li>11. 母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務</li> </ol>
③システムの名称	健康管理システム、北区共通基盤システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
1.母子保健ファイル 2.電子申請データ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 番号法 第9条第1項 別表の70の項</li> <li>2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第40条</li> <li>3. 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項</li> </ol>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[      実施する      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表条(以下、「2条表」という。) 【2条表における情報照会の根拠】 95,96の項 【2条表における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」となる母子保健法関係情報各項 42,80,95,125の項</li> <li>2. 番号法第19条第8号に基づく主務省令 【情報照会の根拠】 第97,98条 【情報提供の根拠】 第44,82,97,127,163条</li> </ol>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部保健サービス課
②所属長の役職名	保健サービス課長

**6. 他の評価実施機関****7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先 〒114-8508  
東京都北区王子本町一丁目15番22号  
北区役所総務部総務課文書係 03-3908-8624

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先 〒114-8508  
東京都北区王子本町一丁目15番22号  
北区役所健康部保健サービス課保健サービス係 03-3908-7050

**9. 規則第9条第2項の適用**

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

判断の根拠

北区側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、情報照会を行うことができる端末が設置されている部屋への入退室には顔認証システムを導入しているとともに、監視カメラを設置している。さらにアクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 9. 監査

実施の有無 [  自己点検 ] [  内部監査 ] [  外部監査 ]

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢>
		1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

最も優先度が高いと考えられる対策	[ <input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]
<選択肢>	
	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

判断の根拠

- ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。
- ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署、②所属長	健康福祉部健康いきがい課 健康いきがい課長 飯窪 英一	健康福祉部健康推進課 健康推進課長 飯窪 英一	事後	
平成28年12月27日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所健康福祉部健康いきがい課健康増進係 03-3908-9016	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所健康福祉部健康推進課健康係 03-3908-9016	事後	
平成28年12月27日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年12月27日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年12月27日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年12月27日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成31年3月20日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長 飯窪 英一	健康推進課長	事後	
平成31年3月20日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年3月20日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年11月25日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年11月25日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年11月25日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		11.母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	事後	
令和1年12月23日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	北区共通基盤システム、中間サーバー	健康管理システム、北区共通基盤システム、中間サーバー	事前	事前報告事項ではないが、任意で事前に提出
令和2年2月21日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報照会の根拠】 70の項 【情報提供の根拠】 26,56の2,87の項	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報照会の根拠】 69の2,70の項 【情報提供の根拠】 26,56の2,69の2,87の項	事前	番号法一部改正
令和2年2月21日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第39条 【情報提供の根拠】 第19,30,44条	2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第38の3,39条 【情報提供の根拠】 第19,30,38の3,44条	事前	番号法一部改正
令和2年10月22日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年10月22日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年10月27日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報照会の根拠】 69の2,70の項 【情報提供の根拠】 26,56の2,69の2,87の項	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報照会の根拠】 69の2,70の項 【情報提供の根拠】 26,56の2,69の2,87の項		番号法一部改正
令和3年10月27日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年10月27日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年10月27日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	委託しない	十分である	事後	
令和4年8月31日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部健康推進課	健康部健康推進課	事後	
令和4年8月31日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所健康福祉部健康推進課健康係 03-3908-9016	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所健康部健康推進課健康係 03-3908-9016	事後	
令和4年8月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年9月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	4. 妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 (窓口での受付に加えて、マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による、申請・届出等の受領に関する事務)		事前	R6.4.1ぴったりサービスでの妊娠届受付開始
令和5年9月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、北区共通基盤システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	健康管理システム、北区共通基盤システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	R6.4.1ぴったりサービスでの妊娠届受付開始
令和5年9月22日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	母子保健ファイル	1.母子保健ファイル 2.電子申請データ	事前	R6.4.1ぴったりサービスでの妊娠届受付開始
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 1..対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 2..取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	健康部健康推進課	健康部保健サービス課	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 6.評価実施機関における担当部署 ②所属長の名称	健康推進課長	保健サービス課長	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所健康部健康推進課健康係 03-3908-9016	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所健康部保健サービス課保健サービス係 03-3908-7050	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1..対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2..取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年5月27日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項 別表第一の49の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	1. 番号法 第9条第1項 別表の70の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	事後	
令和6年5月27日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報照会の根拠】 69の2,70の項 【情報提供の根拠】 26,56の2,69の2,87の項	1. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(以下、「2条表」という。) 【2条表における情報照会の根拠】 95,96の項 【2条表における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」となる母子保健法関係情報各項 42,80,95,125の項 2. 番号法第19条第8号に基づく主務省令 【情報照会の根拠】 第97,98条 【情報提供の根拠】 第44,82,97,127,163条	事後	
令和7年11月7日	II しきい値判断項目 1..対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和7年11月7日	II しきい値判断項目 2..取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更